

食安輸発0222第1号
平成22年2月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(ベトナム産バサ及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、国内における自主検査の結果、ベトナム産冷凍バサ切り身において基準値(0.001ppm)を超えるトリフルラリンが検出されたとの情報を入手したことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

ベトナム産バサ(ナマズ目パンガシウス科ギバチパンガシウス属のバサと称される魚)及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目

残留農薬(トリフルラリンを含む。)